

障害者基本計画（原案）について

名前 石野 富志三郎

第6回障害者政策委員会で、どうしても当日発言ができなかった御意見があれば御記入ください。

○該当箇所（頁と行、又は項目）

1. 6 ページ 3. 各分野に共通する横断的視点 (3) アクセシビリティの向上
2. 25 ページ 6. 情報バリアフリーの (2) 情報提供の充実等 6- (2) -2
3. 25 ページ 6. 情報バリアフリーの (3) コミュニケーション支援の充実
4. 26 ページ 6. 情報バリアフリーの (4) 行政のバリアフリー化 6- (4) -1
5. 11 ページ 1. 生活支援の (5) 人材の育成・確保について
6. 30 ページ 8. 行政サービス等における配慮の (4) 国家試験に関する配慮等 8- (4) -1

○御意見

1. 「Ⅱ 基本的な考え方」で、各分野に共通する横断的視点として「アクセシビリティの向上」が記載されているものの、総論・各論のいずれにおいても「障害者の自己決定の保障」と「意思決定支援（意見）」に対する記述がなされていない。

社会生活において、障害者の意思決定の尊重は非常に重要な視点であり、その姿勢を政府として明確に示す必要があると考える。

2. 「聴覚障害者情報提供施設」は本年7月現在、全国46か所に設置、8道府県が未設置となっている。業務の効果的な遂行の観点からも、都道府県のみならず、全ての政令指定都市への設置も必須であると考え、38ページ「障害者基本計画関連成果目標」のうち「6. 聴覚障害者情報提供施設」については、政令指定都市を含む全都道府県という形で記載をすべきであると考える。

また、情報提供施設の機能は、ICT技術の発展に伴い、時代のニーズに即した内容も含めたものへと拡大させるとともに、防災および災害支援の拠点として整備されるべきものとする。

3. コミュニケーション支援事業の充実について、「人材の育成・確保」を独立した項目として加え、障害者総合支援法に添った、具体的な成果目標を掲載すべきである。

4. ウェブアクセシビリティの向上には、手話・字幕を付与することを必須とすべきであり、そのように解するためにも、基本計画にその旨を明記すべきである。

5. 聴覚障害者への生活支援には、意思疎通支援が必要不可欠であり、その観点からも「社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の福祉専門職」のみならず、手話通訳士もその養成及び確保に努めるべきであるとする。

6. 各種国家資格の取得においては、先送りできない重要な課題の1つとしてとらえると共に、現在も残されている「欠格条項」について、完全撤廃に向けた取り組みを行う必要がある、その文言を明確に記すべきであるとする。

7. 独立項目の追加について

①障害のある女性は、障害のない女性と比べ、出産、DV、育児、虐待等あらゆる面において支援が行き届かない不利な環境に置かれており、特に支援について明記が必要であるため、「障害のある女性への支援」について、独立項目を設け、計画・方針を示すべきとする。

②政策委員会より提出した意見では「療育(17条)」において、出産や子育て支援についても言及をしており、特に子育て支援と療育・発達支援をつなぐ相談支援について重要であるとする。この部分について、独立項目を設け、計画・方針を示すべきとする。